

決算審査特別委員会  
(水道・病院事業会計)

平成 16 年 11 月 8 日  
〔第 1 日〕

## 午前9時30分 開会

決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

本日は、ご通知を差し上げておりましたとおり、9月定例議会におきまして、企業会計並びに一般会計等決算審査特別委員会の閉会中の審査を付託されました議案第60号及び議案第61号の企業会計2件と、議案第62号から議案第67号までの一般会計及び特別会計の6件、合わせて8つの案件を審査するため、本委員会を招集いたしましたところ、執行部をはじめ、委員の皆さんは何大変ご多用の中にご出席をいただきましてありがとうございます。

ご承知のとおり、決算審査は、予算を議決した趣旨と目的に従って適正にして、効率的に執行されたかどうか、あるいはそれによってどのような行政効果が発揮できたのか、今後行政運営においてどのような改善、工夫がなされるべきかという観点から、予算執行の実績、結果について議会に批判、監視の機会を与え、その成果を次年度の予算編成の指針とし、財政運営の適正を期すとともに予算執行の優劣を判断する重要な審議でありますので、どうぞ今日から10日、12日の3日間、日程の方には十分ご協力いただきまして、実りある審議、審査ができますように、よろしくお願い申し上げましてごあいさついたします。

決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは、審議に入ります前に、議長のごあいさつをお願いします。

議長（田口 靖君）

《 議長あいさつ 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

ありがとうございました。

次に、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長（百武 豊君）

《 町長あいさつ 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

ありがとうございました。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。直ちに委員会を開会し、本日の会議を開きます。

決算審査特別委員長（末次利男君）

おはかりします。

お手元に付託議案審査案件表を配布しております。本日は、議案第60号及び議案第61号の2つの案件を終了、採決し、第2日目、第3日目に一般会計及び特別会計を審査したいと思います。

なお、審査の都合上、議案第 61 号の水道事業会計から審査し、次に議案第 60 号の町立太良病院事業会計へ移り、以下順序により審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

御異議なしと認めます。

よって、本日は、2つの企業会計、第2日目、第3日目に一般会計及び特別会計を審査することに決定しました。

決算審査特別委員長（末次利男君）

重ねておはかりします。

監査委員の説明は、9月定例議会で行われましたので省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

御異議なしと認めます。

よって、監査委員の説明は省略することに決定しました。

決算審査特別委員長（末次利男君）

ただいまから審査に入ります。

最初に、議案第 61 号平成 15 年度太良町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案件以外の方は、一応退席をお願いします。審査の時間になりましたらご連絡します。

決算審査特別委員長（末次利男君）

退席のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 37 分 休憩

午前 9 時 41 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開します。

課長の事業実績の概要説明を求めます。

環境水道課長（米田幸男君）

《 事業実績の概要説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、決算書及び審査意見書のページを言ってから質疑をお願いします。

質疑の方、ありませんか。

坂口久委員

決算書 12 ページ右下のところにその他とありますが、これにはどのようなものが含まれているのですか。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えします。その他の内訳でございますけども、決算書 14 ページの中で事業費の営業費用がありますけれども、その原水及び浄水費の中の動力費ですね。それからですね、排水及び給水費の中の給料、手当等、法定福利費ですね。それから、15 ページの受託工事費はありませんから、総経費の中の給料、手当等、法定福利費ですね。それと、減価償却費。以上を差し引いた残りがその他にあたります。その他の項目が多かったのでこのような説明になりました。

坂口久委員

その他の項目が多いということですが、その項目を教えてほしいのですが、よろしいでしょうか。

環境水道課長（米田幸男君）

分かりました。それでは、14 ページに戻ってください。14 ページの営業費用の中の原水及び浄水費、その中で備消耗品費 99,200 円、燃料費 3,200 円、手数料 546,900 円、薬品費 49,500 円です。それから、配水及び給水費の中では、賃金 41,000 円、旅費 21,658 円、被服費 12,200 円、備消耗品費 10,005 円、燃料費 49,546 円、修繕費 1,777,570 円、手数料 3,505 円、委託料 748,072 円、それから次の 15 ページの負担金 9,524 円です。それから、総経費の中では、報償費 1,011,924 円、旅費 42,134 円、備消耗品費 124,510 円、燃料費 35,148 円、印刷製本費 35,460 円、通信運搬費 321,380 円、手数料 24,595 円、賃借料 16,200 円、修繕費 136,120 円、保険料 115,459 円、会費負担金 97,500 円、負担金 16,191 円、雑費 17,382 円、公課費 37,800 円、それと資産減耗費 192,118 円のトータルでございます。その分が、5,595,801 円でございます。

坂口久委員

水道の検査ですが、今までは年 1 回とか検査をして書類にしていたのが、聞くところによると、年に 4 回とか 2 回になったと聞いていますが、その分はどうされているのか。検査は 2 回しているのか 4 回しているのか。回数が増えている場合は、その分の費用は負担増になっているのか。

環境水道課長（米田幸男君）

その検査というのは、水質検査ですか。

坂口久委員

水質検査についてです。

環境水道課長（米田幸男君）

水質検査につきましては、15年度までは全項目の46項目を1回、それから10項目を月1回、ですから11回です。全項目をしたときは10項目の分は検査しません。平成15年度は月1回の検査をしています。平成16年度につきましては、10項目検査が11回から6回になって、健康項目の26項目検査を4回しなければならなくなった。そして、全項目が1回ですね。水道法の改正でそれだけの水質検査を義務付けられています。それで、かなり検査料についても増えています。26項目あたりも1回で3カ所ですから約100万くらいかかるわけですよ。その分だけでも400万くらい増えています。

坂口久委員

今まで以上、水道検査に費用が1回あたり100万くらいかかるということで、300万～400万円増ということでしたが、法的な問題でその分の費用が今から非常にかかってくると思われるのですが、その料金に対しての考え方を教えてもらいたい。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えします。料金等については、いくら少額ではありますが、剰余金が残っている状態ですので、その剰余金の中で対応できるような金額でありますので今のところ料金改定というのは考えておりません。

中溝委員

決算報告書の14ページの営業外収益の中に雑収益がありますが、その他の雑収益673,540円の内容を教えてください。

環境水道課長（米田幸男君）

その673,540円につきましては、消費税の収入分ですけれども、水道料金でもらった借受消費税と工事等で支払った仮払消費税がございます。算式は簡易課税方式をとっているわけですが、まず、仮受消費税から仮払消費税を差し引きます。内訳を申しますと、受け取った消費税2,485,930円から支払った消費税1,066,690円を差し引きます。それから、消費税として納めた分596,600円を引きます。さらに、地方消費税として納めた分149,100円を引いた残りが673,540円になります。その分がその他の雑収益になるわけです。

中溝委員

1ページの中ではどこに該当しますか。

環境水道課長（米田幸男君）

1ページの中では、収入の備考欄に2,485,930円とありますが、これが水道料金と一緒にもらった消費税額になります。

中溝委員

これは営業収益の消費税になるのでは。52,214,400円の中に含まれているのですか。

環境水道課長（米田幸男君）

そうです。その中に含まれています。ですから、もらった分と支払った分の差引に税として納めた分を差し引いたのが消費税収益になっているわけです。

中溝委員

それでは、支出のほうも備考欄にある消費税 494,180 円の中に支払った分が入っているのですか。

環境水道課長（米田幸男君）

いいえ、全部入っているわけではありません。工事費等で支払った分も消費税が入っているのです。

中溝委員

しかし、営業外収益となっているので、私は営業外収益の 5,000 円からくるのではないかと考えているのですが。

環境水道課長（米田幸男君）

その営業外収益は、預金利息しか入ってこないのです。

議長（田口 靖君）

今の関連でですが、先ほどの説明で、仮払消費税が 1,066,690 円とありましたが、1 ページに表示してある仮払消費税 494,180 円の関連はどうなっているか。

環境水道課長（米田幸男君）

報告書で申し上げますと、1 ページ下の支出の備考欄、仮払消費税及び地方消費税 494,180 円と 2 ページ下の支出、工事関係で支出した消費税 572,510 円を足すと、1,066,690 円になります。要するに、営業費用で出した消費税と工事関係で出した消費税がこの金額にあたります。消費税というものが分かりにくいものであり、単純に差し引きできないものがあります。

坂口祐委員

今の説明では、お客さんからもらった消費税が 2,480,000 円、国や県に納めた消費税が約 730,000 円になると思うのですが。

環境水道課長（米田幸男君）

いいえ、納付した分は 1,066,690 円になります。

坂口祐委員

工事代金ではなくて、国と県に納めた分になるのですか。

環境水道課長（米田幸男君）

工事代金も業者の方に消費税を含めて納めなければいけません。

坂口祐委員

私がいっているのは、納付した分を言っているのであって、工事代金というのは、工事に対する消費税であって、水道料金とは直接は関係ないですよ。

環境水道課長（米田幸男君）

要するに、受け取る分は水道料金の中の消費税しかないのですが、支払う分は、工事代金等の中にも消費税が含まれますので、その分の消費税も出さなければなりません。

坂口祐委員

工事代金の消費税は分かります。私がしているのは、お客さんからもらった消費税というのは、普通は全額に近い数字を国や県に納付すると思うのですが、もらった金額に対して納付額が少ない金額で済んでいるのでその内容を教えていただきたい。

環境水道課長（米田幸男君）

内容的には、簡易課税方式で納付しています。その内容は、受け取った控除対象仕入税額の70%のさらにその4%を差し引いて納付するということになっていますので、その他のほうで収益が出てくるようになります。簡易課税方式で納入をすれば少ない金額で済むようになります。

見陣委員

国や県に対する払込はどこを見ればいいですか。

環境水道課長（米田幸男君）

国や県に対する払込は、差引でしか出てきません。受け取った分が2,485,930円、支払った分が1,066,690円と、さらに消費税として納めた分を差し引いた残りが収入としてあがっています。

見陣委員

その説明はわかりませんが、国や県に納めた分がどの項目にあたるのかを教えてください。

環境水道課長（米田幸男君）

項目には消費税としてはあがってきません。差し引いた残りの分だけ計上していますので、払った分はあがってきません。会計上そのようなシステムになっています。

坂口久委員

私たちからすると、消費税は納めなければならないという感覚があるが、今の説明によると、税の方式、簡易課税方式によって町は得をしているということによろしいか。

環境水道課長（米田幸男君）

簡易課税方式で納めるといった手続きをしているわけですので、その関係で得をしていると考えられる。簡易課税方式がなくなったら、この金額は出てこないということになります。今のところは簡易課税方式で納入していますので、今説明している金額が出てきているということになります。でも近い将来、税法の見直しで、町も対象にならないような形になってきているので、その分から収入から減るようになります。

町長（百武豊君）

町は簡易簿記式でやっているのだから、のってこないというそこらへんの説明も必要ではないか。複式簿記ならば、受取消費税、支払消費税と掲載されるはずでしょう。

環境水道課長（米田幸男君）

そうです。

恵崎委員

簡易課税方式ですけれども、一般小売業は3千万から1千万に下がりましたけれども、こういった公営企業は、どこまでが課税対象になっているのか。

環境水道課長（米田幸男君）

今までは、公営企業につきましては売上の2億まではよかったですけれども、税法の改正で5千万まで下がっております。5千万を超えれば簡易課税方式ではできないことになります。

恵崎委員

今回でいったら何年度からになるんですか。

環境水道課長（米田幸男君）

平成17年度からになります。平成16年度までは暫定措置ということで残ります。

中溝委員

決算審査意見書の2ページの決算の概要の第1表の営業収益と次のページの第2表費用状況を意見書の中から拾って見てみた場合、平成11年度は収入が52,440,000円で、費用が51,200,000円程度、だいたい収入に対して費用が96.8%かかっていたわけですが、平成15年度は、収入は52,217,000円で、費用が44,365,000円というふうに84.9%になりまして、収入に対して費用がかからなくなっている。もちろん、有収水量率のアップも当然漏水対策として本管改修事業をやっているのもあると思われるが、平成14年度から導入した集中監視システムがだいぶ貢献していると思われる。決算書の資料を見てみると、超勤手当を見ても、前年度と比較するとかなり減っている。これは、非常時に職員が出動しなくてよい回数が減ってきていると判断している。職員も努力してやってくれた成果がこの80%近い数字をあげていると考える。水道事業というのは、いつでも良質な水を完全供給でき、そして、できるだけ安い料金でやるというのが本命ですからここ10年のうちに実績があげられていると評価したい。そういうわけで、この集中監視システムがどのような内容で貢献されているのかというのが一つと、本管改修事業があとどれくらい残っているのか、総合的なことを説明願いたい。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。まず、水道管の改良工事ですけれども、改良工事に関しましてはございません。昔年管はございません、昔年管からビニール管に全部変わっています。その関係で漏水修理等がかなり減っております。それと、集中監視システムですが、ポンプの故障等でいうと配水地の水が空っぽになって、水が出ないようになってからはじめて連絡をもらっていたのが、このシステムは、ポンプが故障した時点で連絡がきますので、対応が早くなりました。場所を探す必要もなくなった。さらに、配管の破裂等も

配水地の水位が下がるので、下がった時点で連絡がきますので、故障等に対する対応が早くなりました。そういうことで、時間外手当や修繕費等も少なくなってきたということでもあります。

中溝委員

努力ができて、前年度決算では 441 時間であったのが、306 時間ですんでいるということは、それだけ水に対して故障がなかったということが分かる。非常に努力されているということは評価したい。しかし、もうひとつ問題は、決算報告書の 7 ページに未収金 1,003,930 円あるのですが、平成 15 年度に限って非常に多い。9 月の段階では、集金努力がなされて 281,520 円になっている。努力をなされているのはわかるが、なぜ 15 年度に限って急に増えたのかを教えてください。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。まず、水道料金の納入方法が、ほとんど口座振替に変わってしまっていることが 1 点です。口座振替に代わったのはよいが、口座の残高不足で引き落としができないということがあります。電話料や電気料は、引き落としができない場合、2 回目ができるようになっていますが、水道料については、1 回しか引き落としができないシステムになっており、引き落としができないと不能で残ってしまうこととなります。そういう状況ですので、不能通知は出すわけですが、なかなか入ってこない現状です。

中溝委員

口座引き落としをやってもらっているということは、良いことだと思いますが、1 年間のうちで対象者は、ある程度はつきりしてると思うんですけども、2 ヶ月、3 ヶ月も滞納者がある場合は、徴収の方法等を改善しなければならないと思う。これを野放しにしておくと滞納が大きくなっていく危険性があると思う。今の説明によると悪意があるわけではないと考えられる。不足分が出た場合は、徴収に行けばやってくれるのですか。

環境水道課長（米田幸男君）

平成 15 年度については、中には重複した方もいらっしゃいますけれども、そうでない人は、徴収に行けば、分納なりでいくらなりともしてもらえる。今後、9 月末現在で残っていますので、徴収に行こうと計画は立てております。

中溝委員

まだ、累計額が 50 万円近く残っている。今まではわずかな金額だったのが、口座振替にしたことで滞納額が増えたというならば、対象者には、改善をすべきだと思う。悪質で納めない人には、水道条例の適用をして、水道管の差し止め等をするという強固な方法を辞さない圧力をかけるべきだと思うがどうか。

環境水道課長（米田幸男君）

ご指摘のとおり、当然、悪質な方にはそういった対応をしないといけないと課内でも協議をしております。ただ、一括納入できないから分割納入をということであれば、それはそれで対応していかないといけないと考えます。

中溝委員

それでは、一番大口の滞納者でどれくらいの金額の人がいるのか。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。旧年度でいえば、一番多い人で64,690円、次が64,180円、次が52,000円です。おそらく重複していく人が出てくると思われれます。

中溝委員

この人たちの1回の水道料はだいたいどれくらいですか。

環境水道課長（米田幸男君）

だいたい基本料金くらいで、2,100円くらいです。

中溝委員

2,100円ということは、60,000円もということは、すでに1年以上ということになる。

環境水道課長（米田幸男君）

前からの累計がそれくらいの金額になっています。

中溝委員

30ヶ月滞納ということは、まじめに納めている人のことも考えないといけない。

環境水道課長（米田幸男君）

滞納徴収につきましては、今まで以上に厳しく、しかもこまめに徴収に出向いて、対応していきたいと思えます。

町長（百武豊君）

今、税金もそうですが、いつも決算委員会で指摘を受けますけれども、財政がこのような状態ですから、合併問題が一段落したら、助役を中心として水道料も含めた特別徴収団を結成したらどうかと指摘しています。水道についていつもいっているのは、佐賀県で一番おいしく安い料金で飲ませてもらっておきながら料金を支払わないということは、けしからんということで、朝出勤したら出勤簿に判を押して、終日集金に行くような体制を助役を中心に作っていただきたいと要請をしています。どこでも、未収金に困っていますので、これからそういう時代がくると思えます。

中溝委員

監査員に質問ですが、審査意見書の「平成15年度太良町水道事業会計並びに町立太良病院事業会計決算審査について」の中で、審査に付された平成15年度太良町簡易水道事業会計収入とあるが、これはミスプリントということでしょうか。

監査委員（土井康彦君）

失礼しました、そのとおりです。

中溝委員

今後の水道運営を効率的に持っていくということは、私がいうまでもなく、有収水率を上げるということだと思いますが、これをどうやって今の79%を80%にもっていくかというようなことが一番大事なことだと思います。これについては、いろんな対策を講じて、県の平均レベルの有収率になるように努力をしていただきたい。今の嬉野・鹿島・県の有収水率はどうなっているか。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。平成14年度で申しますと、一番有収率が高いのは、大和町の93%です。それから、鳥栖が92.5%、佐賀東部水道企業が92.3%、佐賀市が90.3%、小城町が88.8%、それから、県の平均でいいますと、87.3%くらいです。有収率の状況では、ほとんどが鉄管なんですけど、うちはビニール管なので、そこらへんの影響があるのかなと思います。

中溝委員

まだ、平均からすれば、17、8%くらいの開きがあると思われるので、研究をしてよりよい水道事業の効率を上げていただきたいと思います。

環境水道課長（米田幸男君）

わかりました。

吉田委員

新規に8戸増えたが、実際は1戸減っている。簡易水道での一人あたりの使用料が減っているがそのへんのことを説明と、\_\_\_\_\_以下聞き取り不能。今までとは違った結果が数値的にでてきているというのはありますか。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。戸数につきましては、新規に8戸増えたんですけども、トータル的にマイナス1戸になっているということですが、核家族化や町外の転出、そういったことが要因だと思われる。使用水量ですけども、年々右肩下がりです。水量が下がっているんで、収入も下がっているという状況です。節水に努力をしていただいているのではないかと思われる。それから、水質検査の件ですけども、太良町につきましてはいままでと変わった所はございません。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

執行部から答弁漏れがっておりますのでお答え願います。

環境水道課長（米田幸男君）

先ほど県内の有収率上位5市町を申し上げましたが、鹿島・藤津近隣の町村の有収率を申し上げます。鹿島が、81.6%、塩田が76.1%、嬉野84.5%です。有明が69.0%、白石が76.9%、江北が87.0%、大町が61.6%、北方が81.6%、武雄が84.8%です。それと、使用水量が年々減りつつあるということで説明いたしましたが、その要因として高齢化が進んで独居老人が増え、植木、花壇などに使用する水が少なくなってきたのも要因の一つではないかと思われる。

坂口久委員

有収率の話が出ていて、良い悪いでてきていますけれども、一番の原因はどこにあると思われるか。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。有収率につきましては、配水管の改良工事等行ってきたわけですが、さらには、各個人のメーターまでは各個人で管理をお願いしていたわけですが、公道からメーターまでの間でかなりの漏水がございました。昨年からはメーターまでを町の方で管理をしていますので、止水線の故障等、メーター器の取替えをしながら、検診時に水がたまっていたりするとすぐに連絡をしていただいたり、対応をしています。給水栓からの漏水が、まだ多分にあると思われまます。

坂口久委員

今の説明によると、公道からメーターまでの改修を行っているということですが、その改修工事はどれくらい終わっているか。

環境水道課長（米田幸男君）

給水管の取り出しについては、部落水道で町水に編入した分が残っています。古賀の方が終わりましたが、栄町がいくらか残っています。年次計画でだいたい20戸くらい計画しています。

坂口久委員

改修率はどれくらいになっているか。

環境水道課長（米田幸男君）

止水線だけで申し上げますと2割程度でございます。あと、8割程度を今後対応していかなければならないということです。

中溝委員

決算書の3ページを見てみると、経常利益が平成13年度からずっと増えて来ていますが、当分は水道料の値上げというものは考えないでよいと思うのですが、いかがですか。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。経常利益につきましては、配水管の改良工事等のほとんどであった

ということで、修繕費が少なくなってきたこともあって、経常利益が多くなっていると考えられる。料金の改定につきましては、今のところ赤字ではないですから、健全経営ですか、そこまではいかないまでも、近いところで推移をしています。今後も修理費はそう大差ないと思いますけれども、電気料がポンプの老朽化に伴ない若干増える程度ではないかと分析しています。こちら、計画的に交換の予定をしています。今年度は大峰地区、来年は川原地区の予定です。

中溝委員

その工事は、金額的にはどれくらいなのか。

環境水道課長（米田幸男君）

金額的には、1台あたり500万から600万円くらいです。ポンプの交換だけではなく、用水管まで一緒に交換しなければなりませんので、これくらいかかります。近々のうちに料金の値上げは考えておりません。

中溝委員

ポンプの耐用年数はどれくらいか。

環境水道課長（米田幸男君）

耐用年数につきましては10年ですけれども、水質によって違います。塩分が入ると寿命が短くなります。

中溝委員

今後の漏水対策、有収率をアップするための対策は、年間どれくらいの予算が必要になるか。

環境水道課長（米田幸男君）

計画としては、今後20戸程度しか見込めないと考えられる。できれば、多くやればよいのですが、予定としては20戸ペースくらいだと考えられる。

中溝委員

災害があった場合に国の援助対策というのはどういう規定がなされているか。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。復旧工事につきましては、国の災害復旧事業等に対応できると考える。危機管理につきましては、給水車はもちませんけれども、2t（2,000リットル）のタンクを3基もっていますので、そういったもので対応していくしかないなと考えております。停電の場合は、川原地区に自家発電器を備えておりますので、そちらのほうでなんとか平坦部は対応できると考えます。

中溝委員

その辺も含めて配慮をお願いしたい。

坂口久委員

平成17年度から水質検査で毎年300万円必要になるが、先ほどの説明からモーター施

設関係の工事を考えたら利益がなくなってしまう可能性がある。そういう状況の中で、水道事業の体質を考えれば、すぐに料金をあげなくても良いかと思うが、そういったことも含めて考えておいてもらいたい。

環境水道課長（米田幸男君）

水道事業会計では、資本的費用といって配水管の改良等の捻出は、毎年施設の償却で出てきますが、1400万円くらい償却費があるわけですがけれども、その中で対応をしています。水道の水質検査につきましては、当年度利益のほうが目減りをするということになります。資本的費用につきましては、減価償却費で対応できると考えています。

坂口祐委員

上水道の経営につきましては、今のところ問題ないと思いますが、では、簡易水道の料金ですが、料金体系は、上水道と同じだと思いますが、簡易水道の経営が苦しくなると、簡易水道の料金体系を見直しをすると仮定すると、一緒に上水道も見直しをしなければならないのか。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。原価が料金体系の基礎になっているわけですがけれども、厳密に言えば、上水道と簡易水道は別料金体系でもよいのではないかと考えられるが、現在のところ同じ料金体系になっているので、必然的にそういうことも考えていかなければならない時期に来ていると思います。

中溝委員

水道料金の使用量については、ピンからキリまでであると思われるが、大口の利用者はどれくらい使われているかを上から10件くらい教えていただけるか。

環境水道課長（米田幸男君）

10件くらいでよろしいか。上水道から申し上げますと、年間でひさごさん283,950円、ウエディングホールが60,840円、らくのさん197,570円、エレナさん820,420円、チャンピオンさん131,750円、多良地区では、5件くらいしか資料がございません。大浦地区ですが、龍宮さん92,520円、一福さん90,120円、梅崎亭さん62,300円、夜灯見荘さん280,960円、平浜荘さん34,680円、鶴荘さん203,950円、岬荘さん134,530円、太良観光さん503,810円、蟹御殿さん108,570円、海旬さん172,430円。ホテル・飲食店関係しか手元の資料がございませんので、その資料でいけば以上です。あとは時価水で対応のようです。

中溝委員

その中には、学校やしおさい館等の公共施設の分はないのか。

環境水道課長（米田幸男君）

手元の資料では、ホテル・旅館等しか持ち合わせていません。後だって連絡します。

中溝委員

わかりました。

議長（田口 靖君）

決算書の1ページの支出の不用額のうちの大半が予備費ですが、決算審査意見書の3ページを見ると、配水及び給水費というのが、予算のうち300万くらい少なくて済んでいるのですが、計画された事業が中止になったのか、費用が少なくて済んだのか、詳細を知りたい。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。大半は修繕費が少なくて済んだということがひとつです。あとは、事業関係で入札差金が出たということ、ここらへんが一番の原因だと思います。

議長（田口 靖君）

そしたら、14ページの修繕費177万円というのは、最初380万円くらい予算を組んでいたんですか。

環境水道課長（米田幸男君）

修繕費が推定で組まなければならないもので、足りない場合は即対応というのが難しくなるので、若干今までの実績等で予算計上していますので、多くなってしまいます。

恵崎委員

13ページと12ページの支払い利息の4,823,446円で、13ページに今年度末残高が83,094,820円ということは、単純に計算すれば、あと15年くらいかかるのですか。その利息はどれくらいあるのか。

環境水道課長（米田幸男君）

政府資金については、できれば繰上げ償還をしたいのですが、それをさせてもらえない。

恵崎委員

単純に考えると、あと年間約500万弱かかるとすると、7000万くらいかかる計算になるが、なんとかならないのか。

環境水道課長（米田幸男君）

早い分は22、3年くらいで終わる予定ですが、その後の平成4年度以降は、44年くらいまで支払いをしなければならない。最近借りたのは1.2%くらいなんですけど、昭和55年に借りたやつは高くて、8.1%と8.0%があります。

恵崎委員

元利償還に対する交付税措置というのは平均してどれくらいあっているのか。

環境水道課長（米田幸男君）

簡易水道じゃないので、上水道は企業会計ですので、ありません、自前です。8.1%のやつを早く繰上償還したいのですが、国がさせない。したくても国が絶対させないのしょうがない。

恵崎委員

わかりました。できないものはしょうがないですね。

坂口久委員

企業会計であって繰上償還ができないというのがわからないのですが。

環境水道課長（米田幸男君）

要するに、銀行から借りているのなら繰上できると思いますが、資金運用関係を借りているので、まかりならないということでした。

議長（田口 靖君）

以前、一番高い利率で 8.6%くらいだったと思うが、利率が今は安くなっているのに中身は変わらないわけですか。

収入役（矢壁 稔君）

今は 1.2%、高いところで 8.7%で高いやつから繰上償還していると、安い利率で貸しているじゃないかということでも聞取り不能。

中溝委員

一律、還付償還というきちっと契約をしている。借入れの時に。

坂口久委員

今後、こういうことなら、資金運用を民間から借りたりなど対応できないのか。

町長（百武 豊君）

それは、あらゆる起債の場合、縁故債を借りらなければならないとあるけれども、政府から許可がでない場合がある。縁故債が一番いいんですよ。事業によっては、許可がでないということもあるわけですので、やむをえず政府資金を借りているということです。

坂口久委員

私がいっているのは、民間から借りれるのか否かで、その時に応じて、どこが有利なのかわからないので、償還についても今のような問題が無きにしも非ずなので、町として特別会計に民間から特別資金が借りれるのかどうかを聞きたい。

助役（木下慶猛君）

政府は政府で国の起債で出す金額を予算化しているわけです。後から出てきてなんかあった場合は、政府の出した後に、今度、一般会計から縁故債にいくらかまわったんですけれども。まずは、国で決めたものをそのまま全部出してしまうわけですよ。そういう計画があるわけですから、全国的に 8.0%分が全部返されるとパンクするわけですよ。一般会計でも縁故債にまわされたやつは、私が収入役をやっているときに繰上償還できるやつはやったですけれども、国も計画でやっているものなので、なかなか難しいと思います。

中溝委員

私は、だいたい一般会計も一緒ですが、起債は許可事項ですから政府方針に基づいて許可が下りれば借りていいわけですが、これには、起債の種類によって交付税の措置額がついているわけです。これは、太良町の財政指数から見れば、他の市町村に比べて、有利な借金の仕方になるわけですから、そういった独特の内容を検討しながら縁故債にするのか、借りたほうがいいのかその辺を財政関係の担当者として十分に配慮して望まなければならない問題だと思う。そうしないとなんでも縁故債になると恩恵を受けるものも受けれなくなると思う。

助役（木下慶猛君）

今の太良町の基本方針としまして、交付税措置がないものは借らないということやっております。全部、今交付税措置があります。縁故債でまわされるのはなるべく縁故債ですが、さっきいったように、定めたあれに手をあげているものですから。

中溝委員

1回は縁故債の繰上償還を昭和50年代にできなかったか。

助役（木下慶猛君）

何回もやりました。

決算審査特別委員長（末次利男君）

ほかにございませんか。

質疑がないので、質疑を終了します。

決算審査特別委員長（末次利男君）

討論の方ありませんか。

（「なし」という声あり）

決算審査特別委員長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第61号平成15年度太良町水道事業会計決算の認定について 本案は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

決算審査特別委員長（末次利男君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号平成15年度太良町水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定しました。

助役（木下慶猛君）

ちょっとよろしいでしょうか。この資料ですね、9月末で決算した後、にどれだけ努力したかを示せということです。私が就任しましてから、一般会計に出てきますが、未収金対策委員会というのを私が委員長をして作っているわけなんですけれども、そこでいろいろ検討して、出納閉鎖が5月まであるわけですから、それまで努力なさいという

ことでこの書類は作成しています。そういうことで検討委員会の中でそういう資料を作っております。

決算審査特別委員長（末次利男君）

昼食のため暫時休憩します。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。

休憩を閉じ直ちに委員会を再開します。

決算審査特別委員長（末次利男君）

議案第 60 号平成 15 年度町立太良病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。事務長の事業実績の概要説明を求めます。

病院事務長（毎原哲也君）

#### 《 事業実績の概要説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

中溝委員

監査委員さんにお尋ねいたします。私が監査の意見書と決算報告書と経営の数字を比較したみたら、内容がものすごく開きがあるので、数字のとらえ方がどうなっているのか不思議でならない。具体的にいえば、決算書 3 ページと意見書の 11 ページと比較すると、入院収益と外来収益とあるのが、入院収益は、275,500,715 円であっているのが、外来収益になると、決算の場合が 367,970,004 円で、意見書が 368,091,818 円であわず、次のその他の収益が決算の場合が 44,715,884 円で、意見書が 46,951,679 円になっている。それから、医療費用の給与 1、決算書が 425,034,365 円で、意見書が 425,133,633 円となっている。それから材料費も一緒です。決算書が 211,857,730 円で、意見書が 222,450,617 円。それから経費の場合も一緒、決算書は 69,133,296 円で、意見書が 71,012,699 円でこういうふうになんとう違うわけです。これは、どういうふうな数字の捉え方をしてるのか。間違いだとは思いますが、数字の捉え方がね。たくさんある。

病院事務長（毎原哲也君）

その件につきましては、私が決算書の報告をする時に、言っておかなければならなかったのですが、実は、決算書の 1 ページ、2 ページにつきましては、消費税を含んだ額で計上しようとなっている。3 ページ以降は消費税を除いた額で計上しようとなってい

るものですから、決算書自体も3ページ以降は消費税を抜いた額で計上している。監査員さんの方は、消費税を入れた額で計上している。決算書については消費税を抜いた額で計上しているということです。

中溝委員

それならば、入院収益ですが、これだけはあっているのはなぜか。消費税を入れたのといれていないのとあれば、これも違わなければいけないのではないか。

病院事務長（毎原哲也君）

それはあっていいです。入院費については消費税がありません。

中溝委員

外来はあって、入院費はないわけですか。

病院事務長（毎原哲也君）

はい。そうです。決算の作り方はそういうふうになっています。

中溝委員

いや、結果的には数字は、収入と支出とはあっているが、どういう捉え方をしているのかわからなかったの。

病院事務長（毎原哲也君）

消費税だけです。消費税を入れても入れなくても結果的には一緒になります。

監査委員（土井康彦君）

\_\_\_\_\_聞取り不能

中溝委員

あなたたちの報告が詳しいもんだから、これを見てたら全然違う結果になっているもんだから数字が違うのではないかと思って。

監査委員（土井康彦君）

\_\_\_\_\_聞取り不能

中溝委員

これは、決算書にのっとして申しますが、収入のほうが、医療収入だけ考えても725,644,000円ですか、そしてまた、医業の収入が688,000,000円、それから費用が725,000,000円というふうになっておるわけで、収入を得るために105%の支出をしているわけですよ、そういう結果になっているわけ。そのバランスをはっきりいって企業外の収入で求めているわけ。やっぱり医業収入をどうやって効率ある経営に持っていかということが一番大事な方向付けなんです。ところが、毎年の11年から紐といてみたら、これがほとんど変わりが無い。だから、この辺に抜本的なメスを入れないといけないと思う。そのためには、役場も病院も一緒ですが、今から国の三位一体の改革をやりはじめたのだから、地方自治体も戦国時代がくるわけ。いつ自治体の落伍者が出るかわからない状況ですから、新しい病院が始まれば、この辺の医業収入の改革を必死になっ

て取り組まなければならない問題だと思う。この辺について、どういうものから病院の当局として取り組んでいこうと考えられているのか。経営改善のためにですか。ここ4、5年間紐とくと状況的にかわっていないものですから。それで、看護基準の制度があるじゃないですか、その辺非常に太良病院は准看護師が多いわけですから、この辺の基準看護は、4対1の場合、あるいは、3対1の場合、2.5対1の場合、2対1の場合、これがどういうふうに医業点数に影響してくるのか。それから、准看と正看のね、取り組みでそれがどう変わるのか。その辺が一つの改善の問題ではないかと思う。その辺の内容はどうなっているか。

病院事務長（毎原哲也君）

ご指摘の件ですが、平成13年度にもともと4対1だったのが、3対1に持ってきて、今度新しい病院では、2.5対1にするということ考えています。必然的に2.5人の患者さんに一人の看護婦ということになります。看護婦数が増えると、単純に考えるとそういうふうになります。ところが、2.5対1にしたがために、診療報酬を高くもらえるということになっております。その額については、西村係長。

病院事務局（西村正史君）

看護の基準ですが、4対1から3対1に基準を変えるときに2500万程度の増収が見込めました。今度、3対1から2.5対1にあげたとした場合に、単価を約3,000円アップしたとして、約3500万強の収入が見込みをたてています。

中溝委員

それは、年間で。

病院事務局（西村正史君）

年間です。先ほどの医業収益ですけれども、医業収益につきましては、平成10年度を申しますと、575,194,000円で、翌11年度が656,466,000円とずっとあがってきて、15年度には、759,671,000円ということで年々上がってきているのが現状です。ちなみにここ3年を申しますと、平成13年度で、676,085,000円、平成14年度で、734,536,000円ということで医業収入につきましては、年々増加傾向にあるというふうに考えています。

中溝委員

3000万くらいの。

病院事務局（西村正史君）

年度によって違ってはいますが、一番大きな開きがあったときで5000万程度上がったときがあったと思います。

中溝委員

収入が上がっても、どうせ看護婦は増やすのだから、その辺のプラスマイナスがどうなるのか。それから、正看と准看の医療報酬の違い、その辺の開きがどう違うのか。

病院事務局（西村正史君）

実は、手元に医療法の解釈というのがありませんので、調べて報告したいと思います。正看と准看の違いというのは、看護体制の中では、看護指導配置加算というのが違ってきます。これは、1日あたり単価が決まっていますので、掛ける年間の入院患者数というふうな計算になります。

中溝委員

それを切り替えることによって、経営の効率化がはかられるのか。

病院事務長（毎原哲也君）

以前、問題になりますので調べたのですが、2.5対1にしても、看護婦の総数についてはあまり変わらない。今いる人数から1、2人増える程度です。ただ、看護婦数が変わらなくても、正看と准看の割合によって報酬の点数が違ってきますので、とにかく病棟の方には、正看を7割以上は入れたいと考えています。今、4割から7割の間にあります。正看の比率がですね。看護婦の中で病棟に勤務している正看と准看の割合がですね。半々くらいです。

中溝委員

今度、新病院を建てて60床にした場合、看護婦の必要人数はどれくらい。限度として。今は、18人か19人おるでしょう。

婦長（永尾三代子君）

19人です。

中溝委員

何人くらい増えるのでしょうか。

婦長（永尾三代子君）

臨時も含めて19人です。病棟のほうが正看が10人です。准看が9人です。正看の中のちょうど半分の6人が正職員です。准看は1人が臨時です。

病院事務長（毎原哲也君）

補足説明ですが、先ほどからいっているように請求点数ですが、正看護士の割合が4割から7割ということなんですが、これを7割以上にしたらまた、高い請求点数がとれるということで一応そちらを目指しましょうということにしています。正看の割合が7割をこえると高いともう1ランク高い点数がとれるということです。

中溝委員

そういう病院全体の役付けがあるわけ。

病院事務長（毎原哲也君）

病棟にですね。今どう集めても4割から7割しかいないものですから、それを7割をめざすようにと。それをして、係長がいった額よりもあがるかもしれないということです。

中溝委員

その辺にメスをいれ、そういう人事の刷新をすることによって、経営の効率をあげていかなければならないというふうに思っている。私が一番懸念をしているのは、今回新病院になれば、60床の旧制型でスタートするわけですが、そうすれば、土地柄、老人会計の入院者が圧倒的に多いわけ、そうなってくれば、入院の在院日数という問題が非常にやかましく問われて、国の報酬の段階では、非常にそれが長く続けば、低く評価されてくるというような経営の上に圧力がかかってくるわけですから、そういったことが起こりはしないかと心配をしているわけです。どこの病院もそういった懸念があるわけですが、この場合に、太良町としてそれに対する切り札と申しますか、これというような決め手があるのかどうか、その辺は院長先生の裁断じゃないかと思っています。

病院長（古賀俊六君）

旧制型というのも、いずれは在院日数が2週間とかですね、

……「2週間ですか？」という声あり。……

最終的には2週間になるだろうと。何年間のうちにはですね。今のところ3週間とか1ヶ月でいいわけですけども、それとか、検査技師が常駐していなければならないとかですねいろいろ厳しい条件が入ってくると思うんですけど。在院日数については、旧制型、将来的に2週間というのが目標ですから、なるべくそれでやるようにということで、今考えられるのが、特老を利用するとかですね、ふるさとの森とか、あるいは、在宅でも、訪問診療、訪問看護とかやるからということで、そういうことで術後のフォローとかリハビリとかはやるということです。

中溝委員

一時預かりですね。

病院長（古賀俊六君）

はい。だから、そのために介護保険とかもできたし、そういう面もあって訪問診療とか訪問看護の体制ができて、本当に入院が必要な時期は2週間というか平均だからですね、うちの場合は特に小児科があるから、小児科が2、3日で、あれで、大分在院日数が平均的に短くなるというのがあります。そんなことを考えています。

中溝委員

今度、小児科の先生を2人入れるということですから、小児科となれば入院の回転率が非常に高いから、病院全体のね、そういうような入院の効率というか、小さい子どもが2、3週間も入院するということは、よっぽどのがない限りないですから、全体的に入院の効率があがってくるのではないかと、私も素人ですから、その辺がどういうふうになっていくのか小児科を2人の先生を入れた場合、患者さんが多く来て、入院すれば、そういう老人が入院するのに、なんと申しますか、病院全体でいえば、在院日数というのが、全体的に低くなるのではないかと思うのですが。

病院長（古賀俊六君）

おっしゃるとおりです。

中溝委員

それに関連して、平成15年度から訪問看護を取り組まれています。今度、内科の先生が2人になれば、訪問看護の裾野が広がられるのではないかと思います。その辺の判断はどうか。そうした場合に、訪問看護に准看と正看を利用した場合にその辺の診療報酬の取り方が違うのかどうか。私が今いっているのは、太良の病院には准看の人たちが多いものですから、この人たちをどうやって配置転換をうまく具合にするのか。ことによっては、やはり、干渉制度をあらゆる角度から検討をして取り組むということもひとつの経営刷新の方向付けではないかと思っています。その辺をうまくクリアするような名案を叩き台として協議していくことが大事だと思います。そういったことから訪問看護の制度というものを新しい新病院になった場合、利用する分野が出てくるのかどうか。

病院事務長（毎原哲也君）

訪問看護についても、現在は、全部正看をあてております。なぜかという回転数がいいからです。

中溝委員

それも違うの。

病院事務長（毎原哲也君）

准看となると、正看の補助者ということになります。どうしても、准看を使った場合、ことごとく安くなるということになります。正看を使え、正看を使えということですが、制度上から正看が本当の看護師ですよということになる。

中溝委員

どのくらい違うの。

病院事務長（毎原哲也君）

金額的にはわかりせん。当初は准看をそっちに2人つけようかなと思っていましたが、これは、正看をつけたほうが絶対儲かるからと思いました。

中溝委員

そんなに違うと。

病院事務長（毎原哲也君）

そうです。すべて法律上、正看をつかわないと診療報酬点数が多くもらえないという制度になってしまっていますから、どうしてもそっちのほうを充実させないといけないということになっている。原則、今の採用は准看はとらないということで、正看だけというそういう方針でいきます。そうしないと、どうしても少ない額で \_\_\_\_ 聞取り不能

中溝委員

やっぱり今は医療の質と、きめ細かな手厚い看護が大事です。その辺の准看と正看の違いがおのずから出てくる。

病院事務長（毎原哲也君）

制度的にそういう、ずっとされてしまっている。准看さんはある意味では、この間、議員の皆さん見に行ってもらいました琴海町とかですね、外来の看護師は、准看の臨時です。で、\_\_\_\_\_聞取り不能

坂口祐委員

今の話の中で正看を7割配置したいという話でしたので、その方法とどれくらいの期間で実施したいのかというのが1点と、2.5に看護体制を変えたときに約3500万強アップすると試算をされていますので、病床の利用率を何%と仮定して試算をされたのか、その2点をお願いします。

病院事務長（毎原哲也君）

どれくらいの期間ということですが、婦長から聞いて19人のうち10人が正看ということですが、例えば、19人で7割だとすると、13人か14人ということになりますが、あと4人どうするかということですが、それは、この間の全協のときにおっしゃいましたけれども、勸奨退職等を担ってですね、どれくらいそれで残ってもらえるかによって、入れる。1年でできるかもしれないですし、2年かかるかもしれないですし、そういう形になります。だから、今配置している正看をほとんど病棟に残して、准看をローテされるんですけども、その方たちで年齢の高い方がもしやめられたら、新しい正看を\_\_\_\_\_。すぐに終わるかもしれないですし、その勸奨に動いていただけなかったら、もう少し時間がかかるかもしれない。具体的に申しますと、50歳以上の方が、9人いらっしゃるんですけども、その方々が例えば、55歳\_\_\_\_\_。6年くらいすると、1人やめる。\_\_\_\_\_。ところが、勸奨に応じて辞める方がいれば、新しい正看を入れるということになりますので、1年ということになります。

病院事務局（西村正史君）

先ほどの3500万の件ですけども、旧自治体の今現在の数字での比較をしています。60床の新しい病院になれば、その分の増額が見られる。先ほどのシュミレーションは、今現在でした場合のそれに認定をしたらそれだけあがるということです。

坂口祐委員

大和町で、先ほどの要するに肩叩きですか、問題になってましたよね。法的にあんまりいい行いじゃないというような新聞では書き方だったんですよ。ですから強制はできないので、今の准看の方に、正看になる努力をしていただくとか、要するに太良病院として高い仕事のノルマを与えてですね、「この仕事だったら自分には無理だ」と思えば身を引かれるかもしれない、しかし、准看でもできる仕事をやっていけば、当然やめるというわけにはいかないと思うので、ですから、正看をとられる努力という背中を押す

努力、仕事も質の高いものを与えるとかそういう努力が必要なのかなと思います。

婦長（永尾三代子君）

准看から正看の資格をとるために、国のほうで新しく学校をつくって、准看で5年間経験があれば行けるんですけど、だけどそれが、九州で2校しかない。大分と福岡に。去年から福岡が開校になって案内書をもって、何名か書類を取り寄せて、最初は書類審査と論文ですけど。ちょっとそれはダメになって。そこに入学するのにものすごく人数が多いもので、学校が少なくて。今年もまた募集があると思うんですけど、なかなかもう少し学校が増えないとこっちまでまわってくるというのが難しいと思う。通信教育の方も一緒です。やっぱり、100万円以上かかるんですよ。それでも、受けたいという\_\_\_\_\_聞取り不能。そういう学校を増やしていこうと方針でやっているんじゃないですか。

恵崎委員

実際、病院の中でそういう、決算審査会みたいなやつというか、准看の方に資格の勸奨事項を薦める場合は、診療報酬が全然違うということはわかっていると思うんですけども、経営を改善していくためには、こういう方向で行くんだということを具体的にわかってもらうためには、ここであるような状況を、准看の方に厳しく言うようですけども、自覚というか知ってもらうために、経営内容を看護婦さんたちにどれくらい話されているのか。そういう観点が大事だと思うんですよ。ここで、いくら話して決めるのもいいですけども、病院改善をするためにどれくらい理解してもらうかが大事だと思う。勉強会というか内部でどのような経営について、具体的な検討会みたいなものがあるのかどうか。

婦長（永尾三代子君）

一応、決算を事務長のほうから毎月朝会がっておりますので、その時に全職員に報告してもらっています。それで、今どういう状態かをいってもらっています。看護婦のほうは、毎月会議を\_\_\_\_\_聞取り不能。准看と正看と点数の違いというのもみんな知っています。\_\_\_\_\_聞取り不能。あとで、入れ替えはしないといけないという話があるのも自分たち同士では話は伝わっているみたいです。

恵崎委員

正看は正看の仕事、准看は准看の仕事ではなくて、同じ仕事をして正看があたった場合と准看があたった場合と違いがあるということでしょう。

婦長（永尾三代子君）

点数が決まっているということと、入院とかは特にそういう決まりはありません。ただ、入院病棟に配置している看護婦のうちですね、今40%なんですけれども、40%ということで金額が決まってきます。あと、実際に行って違ったのは、訪問看護です。それで、病棟のほうは、一応正看の人たちを配置していますので、外来が准看になるんで

すけど、外来は外来での指導は必要ですので、やっぱり正看の人たちに入ってもらってそういう指導をしてもらうようにしてるんですけど、今外来で正看が2人おりますが、その人たちもまだ臨時ということと、夜勤がですね、やっぱり入ってくる時の条件が違います。それで、仕事内容が違ってしますので、責任者の指導のもとにということではありますので、事故が起こらないように、准看の人に正看と同じ責任のある仕事はさせられないというのも現状としてはある。だけど、今、太良病院にいる人はみんな経験を積んでいますので、\_\_\_\_的には正看の人以上にできるんです。ただ、それが理論付けができていのかどうか裏づけです。何のためにこういうことをするのか理論付けができていのかどうかですね。

町長（百武 豊君）

皆さん、聞いておいて。今、中溝議員、坂口議員、恵崎議員と3人3様の指摘をされた。まさに、的を得たことだと思うんですよ。それに対する答弁の中で、やっぱり病院は院長が管理者だから院長がすすんで答弁をするくらいの覇気を持ってもらいたいというのが一つと、それから、婦長だってそれぞれの立場、朝は朝会等が1ヶ月に1回あるかわからないけれども、病院の経営はこうなんだというところをしっかりとドクターをはじめに位置付けをしてもらいたい。私のがりこんでやりだすと院長いらなくなるんですよ。まかしてあるんだから、しっかりしてもらいたい。ドクターの集まっての話し合いなんか院長さんやってますか。そういうことをやらんといかん。そして、こういうことでないと、お客はとれないとかそういうことが一番問題、経営のことを考えてもらわないと。数字のことは院長さんあんまりわかりでないようだ。みんな事務長たちが。経営というのは、数字を知ることですよ。婦長がうまくいったけれども、新しくなる病院、今までのままではいけないということですね、やっぱり中には、私も議員をしていて、最初から議員の先輩から病院はこのままではいけないとベットを増やせとか、あるいは道具は何を入れろとか、いつもそればかり脳裏に聞いてたから、やっとの思いができて許可をもらって、やろうというときに旧態依然の経営の状態では発展もくそもないと。あなたたちは、夕べ町村合併について、9時から放送があったのをNHK聞きましたか。院長聞きましたか。

院長（古賀俊六君）

はい聞きました。

町長（百武 豊君）

その中であったでしょ。あんな病院が、合併しないけれども病院は新しく作るということちょっと話があって、ドクターもナースもシュンとして聞いていたでしょ。自分たちの経営範囲はこうだという、自分たちが食べられるように自分たちがやらねばいけないと話が出てたでしょ。あれが本物だと。こういう話を院長はじめ事務長たちが兼ねがねやっているものだと。俺がいつて乗り出すと本当にこのままじゃ済まないから。今、

ナスもいわゆる肩たたきの問題もでたけれども、新しい気持ちで取り組んでいかないとね。これを絶対に仮に赤字が出て住民の健康と福祉は守るためにはやろうという意気込みですからね。病院は60何%赤字が出るのが当たり前というそんな甘い考えじゃいけないと、これからはね。金がないんだから、一生懸命やってもらわないといけない。それが、まず住民に太良病院じゃないとできないという信頼を生むことが第一。小長井の佐藤病院をみてみい。太良の人がいくら入院しとるかという恥ずかしいくらいですよ。県外からも太良病院に患者をとるように頑張ってもらわないといけない。小児科はだからこそ、他の科がよくななくても小児科が頑張ってもらえば、例えトントンでもいいから他の科に相乗効果が出るであろうという思いから、前の石井先生にも来てもらうように約束してもらった。奥さんまで頼んで。町の病院とすれば、奥さんからまず取り入ってやってもらっている状態だから。しっかり活躍してもらわなければならない。経営というものはね、60歳以上でいけるということをしっかり基本的に考えてもらわないといけない。その辺をみんなで話し合っただらバラバラじゃいけない。そして、ポイントは院長が、経営方針をピシッとってもらって、こうなんだついてこいというくらいの意気込みを見せてもらわないといけない。そういうふうでやってもらいたいと思います。

議長（田口 靖君）

決算書の1ページに当初の\_\_\_\_。10ページの右のほうに\_\_\_\_14年度と比較したときに入院患者にしる外来にしる、一般的には最近では外来が多いと聞いているが、数字から見ると、どちらも減ってきた。医療収益も前年度からすると落ちている。こういう実績を見ると努力をしていることはわかるが、収益確保チームのですね、収益確保チームのある程度バランスシートに基づいた月々の目標を向たてて、過去の実績をふまえて、入院患者とか外来患者とか金にしる金額にしる、そこらへんをふまえたチェックというのを具体的に収益確保チームがやってくれないのかというのが一つと、午前中にもありましたけれども、決算書の6ページ一部負担金未収金6,328,755円とありますが、\_\_\_\_その間そうとう努力されているという状況ですが、この一覧表を見ればですね、平成7年の12件の\_\_\_\_、平成8年の13件の\_\_\_\_、平成13年が15件\_\_\_\_、平成14年が15件\_\_\_\_、この4年間で55件180万くらい\_\_\_\_残っている過年度分として、さっき言った4つの年度が特出した金額が残っているので、15年度はかなり努力してもらっている。そこらへんの関連はどんなものか。収益確保チームというのは、長は院長さんですか。

病院事務長（毎原哲也君）

いいえ。

婦長（永尾三代子君）

職員でつくっております。先生も入ってまして、各部署から集まっています。それで、収益確保チームで、通称「みのりチーム」といってますけれども、集まって病院の

収支の状態とかも資料を作ってもらったのを、知ったうえでそれで、実際行うのは、もっと具体的なことで材料を購入したりする検討をしてみたり、もう少し具体的なことで実際自分たちでできるものからやっています。

院長（古賀俊六君）

外来患者が減っているということですが、確かに、ひとつは薬の処方箋がですね、睡眠薬とかは2週間が限度になってますけれども、大部分の薬が制限がなくなったんですよ。極端に言えば、1年分でも出せるというか、1か月分でも出せるようになって、もう、慢性的な疾患が多いものですから、慢性の患者さんとかはもう、例えば、血圧とかは30日分とかちょっと旅行に行くから40日分くれとかそういうこともあったりして、投与期間が長くなってですね、それまではだいたい2週間が多かったんですけども、今はもうだいたい30日分くらいが普通になっています。そういうことで、2週間だったのが4週間になれば、患者さんの数は半分になるんですけども、そういうことがあるとか、あるいは、訪問看護をやりだして訪問のほうに患者さんが移った方もいる。数字が減ったというのはそういう面もあると思います。入院患者さんが減ってるのは、確かに減ってきています。これは、さっきから言われているように、病院の中でしっかりと検討して増やすようにやっていくしかないと思います。いわれたように、質の高い医療と、決めの細かい看護、そういうことが大事だと思います。以上です。

病院事務長（毎原哲也君）

未収金のことですけど、大体毎年同じ事をいっているんですけども、3月31日で切るものですから、3月中に未払い金もぱぱっと入ってくる。それが、4月1日以降になると、入退院とかされた方がどんどん\_\_\_\_\_減ってしまう。ひとつは時間的な取り方で大きな金額ができたりする。捉え方の問題だと思います。ただ、最終的には300万くらいになったり、対応というものがあましてですね、これはなかなか、それに本格的にはまっていないととれないということもあって、今はうちの西田君と針長君が、暇な時にはちょっと行ってきますと、町外に行ったりとか町内をまわってくれていますけれども。実際問題、きちっと徴収計画をたてて、ずっとまわるような対策をとらないといけないと思いますが、いかんせん、他の分野も忙しいものですから、なかなかそこに集中的にまわれないというのが現状です。

議長（田口 靖君）

私が聞いたのは、さっき言った、4つの年度だけが金額が大きいでしょ。ひょっとしたら滞納した人が重なってたんじゃないかなというのがあって、そういう中身が分からなかったんで。だいたい、たいした金額ではないでしょ、他の年度は。今いった年度だけ、50万とか30万とか、同じ人がこの年度に重なっているのではないかなというのがあ

病院事務長（毎原哲也君）

ちょっとわからないです、同じ方なのかどうかというのは。ただ、最近では、言いましたように職員が、税務課卒業生でもあるんですよ。徴収については、ベテランなんですよ、それで、行ってきますというふうにすぐに行ってくるもんですから、非常に\_\_\_\_\_。ただ、もっとですね、それ以前の部分をどうするかというのを検討して努力をしたいと思います。

議長（田口 靖君）

外来が減っているということですが、14年度と15年度と比較したからですね、14年度に対して、15年度\_\_\_\_\_。ひょっとしたら、13年度に比べて14年度が増えていたと、その結果15年度が若干減ったのかなとか前年度だけ見たからですね。例えば、訪問看護で減った人もおるということですが、それはチェックしたらわかりますか。

病院事務長（毎原哲也君）

10年度から15年度までは3年間隔くらいで患者さんが増えている。今回がここに書いている通りなんですけど、そこらへんがそろそろピークが見えたのかなというのがありますけど、今、院長が申しましたように、そういう薬の投与ですね、\_\_\_\_\_今まで2週間に1回だったのが、1ヶ月に1回しかこなくなった。\_\_\_\_\_。減少傾向にあるのかちょっとはっきり分かりませんが、これが極端に少なくなってくると、減少傾向といえるのですが、ここ2、3年ずっと伸びてきたものですから、これが少し減ったといって一概に減ってきたという判断はできない。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞き取り不能。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時48分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開します。

病院事務長（毎原哲也君）

先ほどの吉田委員の質問ですが、全体のどれくらい来てるというのはつかめません。これは、日本コンサルタントグループが平成12年度に調査した時は、国保から類推した数を25%という、入院患者の25%\_\_\_\_\_、それはなかなか公式に認められておりません。ただ、去年と今年の構成割合というのは出てるんですよ。各部落ごとのですね。例えば、伊福から何%きてるとかですね。その分でいうと、町外から外来と入院がどれくらい来てるかというのは、その全体の数字の中で何%を占めるというのはわかります。それを申しますと、14年度については、外来が5.0%ですね、町外からきてもらっているのは。

それから、15年度については5.3%です。それから、入院については、14年度が、6.4%で、15年度については、6.2%です。これは、全体の中の何%占めているかということです。一概に増えたり減ったりというのはわかりません。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞き取り不能。

病院事務長（毎原哲也君）

患者様満足チームというのは、何をやるかということ、太良病院に患者さんが来られて、どれくらい満足して帰られるか追及しましょうとチームなんですけど。それが役に立つかどうかは別として、壁に絵を貼ったり、飾ったりとか、スリッパをきれいにそろえるとか、患者さんの苦情を書いてもらってそれを投函箱に入れてもらって、それに対する回答を出すとか。そういう、病院のここが悪いとか批判をもらうんですけど、そういうのに回答をして病院を良くしましょうということで、いい環境にして、患者さんが太良病院に行こうと思われるようなことをしましょうというチームです。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞き取り不能。

病院事務長（毎原哲也君）

それはですね、一番多いのは施設です。看護婦さんの多いとかなんとかは結構\_\_\_\_\_。施設が悪いというのが、たいがいの批判\_\_\_\_\_。例外的に\_\_\_\_\_。そういうことだったので、作り変えようという根拠がひとつあった。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞き取り不能。

婦長（永尾三代子君）

今3対1で病棟が19人看護助手が入ってやっていますけれども、2交代夜勤をしておりますので、2交代夜勤の2人ずつやっております。今ちょっと40人入院があるとすれば、2人で40人を夜みてますけれども、とても、今手一杯の状態です。それも、一つは光風荘のほうから条件のいい方がいれば夜でもいつでも来ていただいているんですけど、そういうときの救急の患者さんの扱いと小児科の入院がありまして、多いときには5人くらい子どもがいます。あと、具合が悪くて、状態が悪くなったりとか、そういう患者さんを対応していますと、とても、2人では無理かなと思いますので、60人体制になって60床ですけど、とても、2人では夜勤はやっていけない。今の状態でもいっぱい。夜勤も3人体制にするか、時間をずらして、12時くらいまで、いわゆる準夜勤という人を1人おくか、そういうのを検討しています。単に60床の2.5対1にすれば、21人でいいんですけど、その時に入院される患者さんの状態、内容によってはですね、看護度っていうんですけど、今ずっと統計をとってるんですけど、看護度の高い患者さんがたくさん入院される場合には、やっぱり今のままでは無理です。

病院事務長（毎原哲也君）

30人でも20人でも我々が考えるには、やっぱり楽になる、2人でも3人でもですね、日中でもですね。だから、どこが一番適正なのかを今度新しい病院になったときは、どれくらいの人数がいたときに適正なのかをそこをつきつめていかないとですね、今まではこうでやっていただけ、大きくなったから外来を増やしてくださいとか、病棟を増やしてくださいというんですね、そこらへんが、例えばマックスが60になって、外来が増えたときに、何人やれば十分になるのか、その十分という判断がですね、看護婦さんの個人的な問題に非常に関わってくるころがあると思うんですよ。例えば、変な話ですけども、ものすごくさばける看護婦さんからは、「いやわたしたち2人でいいですよ」とか「外来も5人はいらくないですよ、3人でいいですよ」とかそういう話が出てくるはずなんですけど、やっぱり組織というのは多ければ多いほどいいというのが、そういうところもあったりしてですね、それを真摯にどれくらいの良いかという話し合いをしないと、本音のところを言ってもらわないと、また、余分な余剰人員を抱え込んだりするというのが出てくるので、そこを婦長さんとも話しあってですね、例えば、10人外来で必要ですよ、いや8人でいいですよとかそういう話をしていかないと、そうしないと、本当に甘えてしまうというか、人員を多くしてもらうのに甘えてしまうそういうところがあって、自分たちもこの人員でやるぞという看護婦さんたち個人も見てもらわないと、ちょっと難しいなというのがあります。今はある程度、余裕があるのではないかと考えてみられます。外来もやりようによっては、今の人員みたいにいらなくないかなと個人的には思うんですけど、現場に聞くと、いやこれだけは必要ですということですので、ここらへんを突き詰めて体制を整えたいと思います。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞取り不能。

病院事務長（毎原哲也君）

ちょっと資料を持ち合わせていないのですが、多分ですね、多分というのは適切ではないと思いますが、いらっしゃらなかつたりするんですよ、その場所にですね、どこに行かれたのか追跡できていないという、そういう類のものだと思います。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞取り不能。

決算審査特別委員長（末次利男君）

ここで、答弁もれがあります。\_\_\_\_委員さんが\_\_\_\_とおり、いわゆる准看と正看の看護点数の金額の差額ですね、それと、患者が減っている中での目標選定についての考え方についての答弁漏れがっておりますので。

病院事務局（西村正史君）

まず、正看と准看の\_\_\_\_ということですけども、まず、訪問看護ステーションから

もうしあげます。時間を1時間というふうに設定しております。訪問看護ステーションの場合は、医療保険のほかに、介護保険が入っております。医療保険の場合、通常の場合で正看5,300円、准看4,800円、介護保険の場合、正看8,300円、それに対して准看7,470円というふうになります。病院のほうですけれども、正看と准看で単価が違うというのは入院料の方になります。現在での看護比率40~60の間ですけれども、これを70%に引き上げた場合、1日に付き、120円となります。新病院で計画しております2.5対1看護ということになれば、看護比率70%以上と70%以下と見た場合には1日あたり760円の差が出てくるという計算になります。

……「一人あたりですか」……という声あり……

そうです。一人あたりの1日あたりです。そして、もう一点の町外の患者数ということですが、ここ3年の資料から申し上げますと、平成13年度が外来で2,807人、入院で641人、平成14年度が外来が3,171人、入院で902人となっています。平成15年度では外来で3,052人、入院では1,014人というふうな結果になっています。入院では着実に上がってきているというふうな数字が見られるところです。

院長（古賀俊六君）

ドクターのほうですけれども、だいたい第3金曜日が 会ということにしていますけれども、あんまり集まりがなくて、個人的にいろいろ話はしていますけれども、特に患者さんが減ったというのは、整形外科と外科が減っています。整形の先生と時々話はしますが、間接キョウとかですね、あるいは大学の先生呼んでから全麻酔したりとかなかなかできませんので、局部麻酔での手術はできますので、そちらのほうで患者さんを増やすようにと話はしているところですけど、整形の先生が代わられたのがあるというのはあるんですけど、そういうことで、これからもやっていきたいと思います。目標は、前年度よりも入院患者さん外来患者さんを、病院全体で増やすということをやっていますけれども、現在までの実績は逆に減っている状況です。毎月の月ごとの試算表は、各自見てそれについて話はしているんですけども、その都度、時々は事務長にもきてもらって数字的な話はしているんですけども、少なくとも前年度並にはいきたいということでやっています。まだ、実績はともなっていないけど、先ほど、町長からも言われましたけど、しっかりやっていきたいと思います。

見陣委員

訪問看護ステーションが開設されましたけど、今、病院の入院患者で介護が必要な人が大分おられるみたいですけど、それについて、介護士とかケアマネージャーとかそういう分野が特に対応していませんか。

婦長（永尾三代子君）

看護補助者として5人の方を勤務してもらっています。その人たちに看護師、准看護

士の指示のもと、だいたい介護面をしてもらっています。リハビリの方に行くときの介助とか、身の回りのお世話とか担当の受け持ちの看護師と一緒にしてもらっています。それで、ケアマネジャーのほうは、今、私とあと1人いたんですが、\_\_\_\_\_。あと、ふるさとの森とか光風荘のケアマネジャーの方と連絡をとりあって入院されたときに介護保険の認定を受けているのか、どうかのチェックからして必要な方には、話をして認定を受けていただくように連絡をとるようにしています。私たちからの要望としては、トータル的に入院されていた患者さんが元気になってお家に帰られても、家へ帰ったら連絡すぐにされるようにいろんな相談をして設備指導できるように、今は掛け持ちみたいな形で私がやっていますので、そういう専門的なソーシャルワーカーの方が、1名でもいていただいたら、もっと患者さんにサービスできるんじゃないかなと思うんですが、今のところ資格をもった方がいらっしゃいません。特にその人が専門でそれをしてもらって、私とか先生とかと連絡をとってもらったほうが\_\_\_\_\_。

見陣委員

そしたら、看護師さんがその代わりにしているということで、看護師さんたちが、他の入院患者とか、外来患者とか\_\_\_\_\_。苦情が出ているという噂も聞いてますけど。

婦長（永尾三代子君）

そうですね、情報を聞いたりするのは、受け持ちの看護師で聞いてきて話し合っ、て、こういうことで家に帰られたら、不便なことがあるものですから、ちょっと情報をもらったら、あと先生とか受け持ちの方とか、ケアマネジャーの方とか在宅に移られたときに不自由がないように、そういう話し合いを持ったりしていますので、その役割はたいてい私がやっているんですが、いないときの代役としてやったりしています。もしできれば、専門の人がいらしたほうが、療養型の病院に移られるんですけども、その病院との交信もありますので、患者さんのためにも病院の仕事の部分の流れの中にもいていただいたほうがいいと思います。

見陣委員

そういうことはないんですかね、今から先。

病院事務長（毎原哲也君）

今、婦長が言ったソーシャルワーカーはですね、社協さんの職員さんから以前から、もし、病院を作られるんなら、ソーシャルワーカーという部類の方がいるんでそういう人たちの設置も必要ではないかという意見はもらったことがあります。しかし、具体的にはそこまでにはいっていません。

中溝委員

その点について、入院看護補助加算手続きを太良病院はとっているんだから、患者さんにとっては、非常によくしてもらっているわけですが、同時に患者さんの負担も出てくるし、それから診療報酬の問題で経営の面も非常にプラスになるという状況であれば、

新しい新病院ができればこういったことは、入院患者が増えてくれば、大いに活用してやるべきだと思う。それができるとすれば、看護に携わる人たちは無資格でいいわけですから、普通の女性の人たちの雇用の推進にもなっているということで、非常にいい制度じゃないかと思うのですが、その前に病院として経営の面でどういうメリットがあるのか、その辺の内容をもう少し詳しく説明してもらいたい。私は、将来は5人でも6人でも増えれば、それだけ女性の雇用の拡大になるわけですから、それから患者も恩恵に属するという両面をもっておるわけで、はたして病院経営の方に非常にプラスになるのかどうか、その辺の問題が問われるわけですから、その辺が間違いないということであれば、患者もいいし、女性もいいし、病院も3者同時に両手に花じゃないかというふうに思うんですが、その辺はどうですか。

婦長（永尾三代子君）

看護補助者のことですね、今おっしゃられているのは、介護助手ですね。今5人でやっていますけど、人数が増えてきたら、補助者の方を増やして、そして、看護師と一緒に、看護師の指導のもとでそういう仕事をしていただいたほうが、看護師の数も少なくないと思います。規定の人数に加えて、サービスを増やすために、助手の仕事でいいものは助手の人にやってもらったほうが、経済的にもいいんじゃないかと思います。それと、無事故のサービスもできる。

中溝委員

対象者もだいぶんいると思いますが、やっぱり、今の病院が60床になった場合は、

婦長（永尾三代子君）

はい、そうですね。

中溝委員

老人関係は特にね、今からの入院患者になれば、そういったところが欲しいような入院患者が相当増えてくるんじゃないかならうかと思います。それから、もう一点、未収金の滞納問題でそれぞれ皆さんから指摘をされていますが、これはやっぱり、一覧表がここに示されていますが、15年度はもう345件ですか、これがあって、そうして累計で630万あまりなってるわけですが、9月の現在ですでに300万くらい徴収ができてるといふようなことで、48%は徴収できてるわけですよ。あとの330万くらいがまだできていないということで、滞納は、今さっき質問があっていたようですが、鉄は熱いうちに打てというように、滞納したときにすぐにとればだいぶん効果がありますよ。それから、もうひとつは、他の病院では、すべて薬をやる前に支払いをしないと薬が渡せないわけ、そういう制度をとらないから、そのまま走っていくわけ。この辺の、チェックの区切りとしてしないと、そのままの状態で払ってくださいということであれば、今日は持ちませんと払わないで行く人が、悪意じゃないけど、ついつい忘れてしまって、それが滞納になれば、今すぐ取りにければ、あれは昨日のでしたね、あるいは、1ヶ月前のでしたね

というふうに新しい記憶が出てくるけれども、5年も6年も遡ってやれば、そうですか  
そうですかといってなかなか徴収の可能性も薄くなってくると思いますので、その辺の  
心がけも大事だと思います。それから、もうひとつ、給食関係、今どのような人員配置  
でやって、経営の上にどのような効率があっているのか、全然わからないので。これが、  
給食をやってもあんまり芳しくないということであれば、外注でもやって、そして、委  
託にまわして人員の雇用を計っていくような方式も考えていくべきじゃないかというふ  
うに思うわけです。その辺の内容はどうなっているか。いろいろ改める所は改めてメス  
を入れて検討をして。それから、今言われてたけれども、なかなか10人で良いか12人  
で良いかというようなことは、やっぱり働く人になれば、大いにこしたことはない。そ  
れを、責任格である院長とか事務長とか婦長とかがね、やっぱり自分の経営だという気  
持ちになって職員にもそういった意識の改革をやらせて、これは公立病院といえども倒  
産の保障はないですよというような、明日は自分の首がかかっておりますというような  
そういう一人一人が、気持ちと信念になって取り組まないことには今後の自治体病院も  
危ないと思うんですよ。特に、今の不況の時代はそのことも押して知るべしというふう  
に思うものですから。特に院長を中心にして、事務局それから婦長、それからそういう  
ような参謀役を作って職員の意識改革を徹底してやらせるというようなことがないと、  
私は新しい病院を作っても二の舞いをするようなことでは大変だと思うわけ。今の病院  
がやっぱり作られたのは、太良町の戦後の病院を考えて、入院患者を扱う医院がほとん  
どないわけですよ。そういったとき、やっぱりいざ急患となったとき、どうするのかと。  
地元到医院がないことは非常に不安ですから、その医療の需要にぜひ自治体の公立病院  
でこたえようというのが、私たち議会の熱気でもあるわけですから。そのためには、や  
っぱり経営で勝ち取る以外にこれから病院の生き残りはないと私は思うわけ。患者をど  
うにかして、首に縄を掛けてでも引っ張ってくるような、一人一人の職員のね、特攻隊  
のような気持ちにならないとね、私は大事だと思います。

病院事務長（毎原哲也君）

まず、第1点目の滞納の件ですけれども、先ほどおっしゃった薬をもらう前に支払い  
をするというのは、今現在やっています。料金を払われてから薬をとるという制度はず  
でにやっています。

中溝委員

いいや、そうではないようだ。

病院事務長（毎原哲也君）

いや、やっています。

中溝委員

他の病院は、やっぱり薬の処方箋をやって、現金と引き換えにやってもらって薬局に  
やるわけですよ、それが手形ですから。それは今の病院はしてない。

病院事務長（毎原哲也君）

いや、しています。

……「それはしている」……という声あり……

去年の6月から、それは、やっています。払ってからいってくださいということでここ1年くらいやっています。少しは改善されていると思います。ただ、あと院外処方にするものですから院外処方になったら今おっしゃっているのは、全然なくなってしまいますよね、解消されますので。とにかく、院外処方になったら、向こうで薬と引き換えにお金を払ってもらうことになります。

中溝委員

未収金の取り立て対策というのは本格的に腰を据えてやらんといかんよ。

病院事務長（毎原哲也君）

それについては、とにかくやってみたいと思います。

それから、先ほどの給食ですが、これは、外注にするというのは、基本構想の中で決まっています。それで、今後、新しい病院になったら外注にすると、というのは、一つは栄養士が一人しかいないんです、で、土日休んだりしたら誰が責任をとるか、保健所から指導がきているもので、その指導で外注にしないという指導も受けているもので、基本構想の中で外注にしています。外注にしたら、その中に栄養士がくるものですから、2人体制になってそれで解消ができますと、保健所もそういう指導をしています。

中溝委員

今度の新しい新病院にもそういうような計画の中で設計をしてるわけ。

病院事務長（毎原哲也君）

そうです。

中溝委員

わかりました。私は民間にできるものなら民間に委託したほうが効率があるのではないかという考えがあるものですから。

病院事務長（毎原哲也君）

院外処方と給食の外注は基本的に決まっています。すいません、給食の収支ですが、ありませんのでわかりません。

坂口久委員

未収金の問題ですが、最終的に1回くらい0にというようなこともあっていきますので、正職員の皆さんでこの負担を、あなたたちはもらうだけなので、払うことも知らんといかん、たまには、だから、未集金の問題は皆さんで負担しますよということで、1回くらい0にしてみなさい。院長はじめ割って、もらったものから出してみたら、そしたら、0になるじゃない。1回くらいスカッとして気持ちいいと思うよ。助役は笑っているが、それくらいの1万2万くらいどうってことないじゃない。それくらいの気構えが出てこ

ないから、最終的にはそういう気構えでやれば、一生懸命なるさ。0にしてみなさい、1回くらい。私ならそうするよ。院長はどうするかわからないけど。それくらいあって欲しいということです。

病院事務長（毎原哲也君）

一度、いけるかどうかわかりませんが、職員全員でまわるということも考えてみたいと思います。

久保委員

現在の町内の病院はどこも入院施設がなく、夜は受付してもらえませんが、現在の夜間の受入状態はどうなっているか。この前、太良病院は電話では受け付けしてもらえなかったの、救急車を呼んで鹿島まで運んでもらったという話を聞いたので、夜の受入態勢はどうなっているか。

院長（古賀俊六君）

時間外とか夜間とか日曜祭日は当直が1人あって、外来に看護婦が1人と病棟の方が2人。日曜とか祭日は9時から5時まででは違いますけど、いわゆる普通の日の5時過ぎとか時間外は、病棟は2人、外来は1人とドクター1人あと、事務が1人です。

久保委員

先週の金曜日だと思うんですが、その時は受け付けてもらえなかったということですが、そういうのが常時あっているのか。他の病院のことですが、小長井の佐藤病院は24時間いつでも受け付けしている。そういうふうな体制をとっていかないと、今までいた\_\_\_\_\_お客さんは患者さんがきていただけないじゃないかということで、夜間が一番やっぱり患者さんが不安なんですよね。今現在、どのような対応をしているのか、また、今後どのようにしていくのか。

婦長（永尾三代子君）

以前そのようなご指摘を受けて、話し合いをして夜間とか時間外の受け付けのマニュアルを作ったんです。このような対応をしましょうということで。その中で、電話で聞かれた場合は、「今日の当直は、\_\_\_\_\_です。とかよろしかったらいらしてください。」というふうに必ず断らないということを方針としています。ただ、担当のその日の当直の先生によって、小児科の先生じゃなかったら、「じゃいいです」とおっしゃるので、整形の先生ですけどおいでくださいと伝えるようにしています。病院までこられた方は、そこで受付とか看護婦で対応して、お断りするのではなくて、必ず先生に見ていただくようにしています。それで、受付をしてしまっただけ診察ということになると、患者さんは負担金が出てくるので、うちで診察を受けるかどうか、患者さん側の気持ちを確認しなければなりませんので、当直の先生にあたってもらって、いいですということになれば、紹介をするというまで決めていましたけど、すいませんそういうことがあったということ

久保委員

今度、新病院になった場合はどのような方向性になるのか。

病院事務長（毎原哲也君）

原則、今と変わりません。で、ちょっと私もよくわからなかったんですが、断ったというのは係長も今確認していますが、聞いてないんですが、断るという状況がこちらにはないわけですよ。患者さんが。

久保委員

断ったんじゃなくて先生がいらっしゃらない。

病院事務長（毎原哲也君）

例えば、小児科の先生に掛かりたいのに、その夜は整形の先生とか内科の先生だと聞くんですよ。今日は先生よろしいでしょうか。そしたら、向こうが判断するわけですよ。それでもいいですかとか、じゃいいですとか。そこで終わっているんです。だから、受け付けなかったというのは原則ありえない話なんです。患者さんのほうに判断してもらいますから。小児科のときは、39度40度熱が出たら、今日はどの先生ですか。と聞かれたら、今日は整形の先生です。いいですか。と聞いて、本人さんからダメだとおっしゃったらうちは他を探します。というふうになるか、「それでもいいです、見てください」で、見たり見なかったらいいというのであれば理解できる。断ったというのが、ちょっと理解できない。

久保委員

やっぱり状態が悪くなったときは、いくらか安らぐときはあるでしょうね。できるできないは別として、そこまでも来ていただきでもいいというようなシステムをとっていただいて、太良病院がどっかで反省しているようなシステムをとっていただければいいなと、電話対応だけじゃなくて。

病院事務長（毎原哲也君）

原則、来てもらっていいですよと言うんですよ。ところが、向こうが判断されて、もういいですよという話が大半なんです。だから、そういうシステムは出来上がっているんです。受け入れるというのはね。

町長（百武 豊君）

これから、小児科2人、整形2人、内科2人なんてなるとね、そばに医師住宅があるんだから、2人体制になるんだから、1人は必ずそのような時間をとれるような体制をとってもらわないと2人にしたかいがない。

久保委員

それから、病院の全協の中で、建物内部の内容の件は、建ててしまってから検討していくという話が出ていましたが、やっぱり建てていきながら内部のところも検討していった方がいいと思うのですが、どうでしょうか。

病院事務長（毎原哲也君）

その件については、今から建てるということが決まったわけですので、今から内部をどうするかという協議をすることになります。今から開院までの間にどういう体制で行くかという討論をしています。

中溝委員

田舎は特に一緒ですが、私たちが常日頃から見ると、この病院はよく繁盛しているじゃないかというようなことは、他の病院と変わらないことをやってたらこれはもう一緒ですよ。しかし、やっぱりこの病院に限っては、こういうようなところが非常に変わっているというのは、朝は7時から夜は7時まで患者さんがいつ来られても受け付けて治療をさせますというような体制を作るとすれば、今まで以上に患者さんがくるのは間違いないと私は思うんですよ。そういう工夫ができないのか、この辺を院長として、やっぱり今後の新しい病院の対応の方法としては患者を入れる一つのいい方向付けじゃないかというふうに、私たち素人の立場から見ると、そういった繁盛している病院があっちこっちあるわけですから、そういったことができればいいなあというふうに思うわけです。特に勤務が終わっていろいろ治療ができるものですから。これはもうだいぶ助かります。その辺も含めて今後の新病院の経営体を考えてもらえんかなというふうに思います。

院長（古賀俊六君）

町長さんがいわれたように、各科2人ずつ複数体制になりますし、仕事そのものが24時間365日期待されているんだということをみんな各自自覚していると思っていますし、あくまで質の高い診療でないと診療されないとしますし、さっき言いましたとおりしっかりやっていきたいとします。体制自体は今のところ4人ですけど、今度増えたら対応できるように考えたいとします。

病院事務長（毎原哲也君）

中溝議員のおっしゃることはよくわかるんですけど、やっぱり地方公務員法のしぼりとかそういうのがいろいろあってですね、今のままではなかなかできない面があったりします。超勤の問題とかですね、そこらへんをきちとしないと今の法律のもとではなかなかできないので、そこをどのように皆さんと話し合っ、規定をこえてやれるかというのはいまだ検討されていません。

中溝委員

だから、その辺が今後新しい病院経営の中で、一人くらいは、先生方の、退職された先生の優秀な人がおられればね、そういった位置付けのある程度までカバーできるのではないかと思うわけです。その辺も私たちがどうこう言うわけではないのですが、その辺を念頭におきながらそういう工夫をぜひしてもらいたいと患者の立場からすれば思うわけですよ。これは効果があると思います。でも、ソロバンにあわないこともむちゃくちゃできないわけですよ、そのへんの度合いの問題です。その辺までは押さえが聞くの

ではないかというこれはもう、事務長あたりの裁量がものをいうのではないと思うんですが。

病院事務長（毎原哲也君）

今の話ですが、ちょっと今後検討したいと思います。どれだけできるかですね、辞めた先生連れてきても、皆さんの体制がかかっているものですから、研究させていただきたいと思います。

坂口祐委員

町長にお尋ねします。運営委員の件ですね、よく病院運営委員会というのは、勘違いされて執行部の一部とみなされているんですね。私は、去年の8月から病院運営委員を拝命いたしましたけれども、私たちも病院を運営してるんだろう、だから責任をとりなさいという話もできることもあるんですね。しかし、現実的にはどうかというと、3時から始まって5時に終わる会議が2回あっただけです。今、1年と3、4ヶ月経ちますけれども。そしたら、私たちが運営を実際に行っているのかという疑問をもつんですね。内容も報酬として5,500円いただいていますけれども、5,500円の仕事をはっきりいって、私はしていないと思うんですよ。ですからまず、率先して、5,500円を例えば時給1,000円にみなせば2,000円ですね、報酬を2,000円に引き下げるとというのが1点ですね。それと、できればもう少し頻繁にですね、月に1回が無理だったら2ヶ月に1回は最低、年に6回7回8回9回くらいの開催をしていただかないとですね、提言をしたくてもできないんですよ。それで、議会で発言をすると、こういう場合は、あなたは運営委員だからしてはいけないという発言を受けることもあるんですね。ですから、私たちは今、諮問委員としての私は認識なんですね。町長が病院の運営に対して、例えば、5人の運営委員がいらっしゃいますから、皆さん意見を出してくださいと、私たちは町民の皆さんの代弁として、町長さんや院長さん、事務長さんたちに意見をいっているだけだと思っています。運営している気持ちは正直ありません。ですから、今の2点ですね、報酬を引き下げるとというのが1点、それと、もう少し開催を多くしてもらいたいというのが1点。この2点に対して。

町長（百武 豊君）

運営の一端を担っていると思ってもらえばありがたいですよ。しかし、従来の運営委員というのは、町長が諮問をしなければいけないときに開くとなっています。開かなければならないというのは、必要なければ開かないわけですよ。必要だと思えば開く。今いわれているように、運営委員と一緒に肩書きでやりたいとおっしゃれば意識が変わってきますからね。だいたい、運営委員というのは、町長が諮問したいときに開くというのが運営委員会ですから、その辺の気持ちがあってもらえば、ありがたいことですよ。

坂口祐委員

それが、諮問機関であればいいと思うんですよ。何かあったときは、建設に対して、

例えば運営に対して何か大きな物事を変えようとするときに、皆さんどう思いますかというのが諮問機関でいいと思うんですよ。けれど、運営委員であれば、日々の運営を議論する協議する検討する会議だと思えますよね。そしたら、日ごろから開催していないですよ、なかなか年に2回あっても、それも、2時間で終わるくらい質疑の時間なんかほとんどないんですよ、それで終わってですよ、これが運営委員と呼べるのかということと少し疑問に、私も立場を十分に発揮していないというか、行動できない。

町長（百武 豊君）

今までのやり方は、運営委員会ではなくて諮問委員会に名前を変えてもらえばよかった。うちの場合は運営委員会となっていますから、そういうふうな気持ちを持ってもらっているのはありがたいことですよ。

坂口祐委員

財政難というのはよく言われていますが、病院の運営委員から率先して、まず報酬を引き下げる。そして、他にもこの運営委員というのは、形骸化しているところがあると思うんですよ。私は他のところは知りません。しかし、病院に入ってみて1年で気づきましたので、他のところもあろうかと思えますので、再度見直しが必要だと思えます。ボランティア精神で参加することも大事だと思えますので、再度検討をお願いします。

町長（百武 豊君）

運営委員会、他のところもそうですけれども、意見がほとんど出ない。報告だけで終わっている。それが、諮問委員会だろうけれども、これからはそういった方向に変わっていきべきだと思います。

委員長（末次利男君）

ほかにございませんか。

「なし。」という声あり

質疑がないので質疑を終了します。

決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは、質疑がないので質疑を終了いたします。

決算審査特別委員長（末次利男君）

討論の方ありませんか。

「なし。」という声あり

決算審査特別委員長（末次利男君）

討論ないので採決します。

議案第60号 平成15年度町立太良病院事業会計決算の認定について

本案は、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

「なし。」という声あり

決算審査特別委員長（末次利男君）

御異議なしと認めます。

よつて、議案第 60 号 平成 15 年度町立太良病院事業会計決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定しました。

決算審査特別委員長（末次利男君）

これをもって、本日は 2 案件を終了しましたので、散会いたします。

なお、2 日目は 10 日の 9 時 30 分からの再開です。

どうもお疲れ様でした。

午後 3 時 45 分 散会